

令和6年度土地改良換地士資格試験受験案内

I 試験の日程

令和6年10月27日（日） <知識試験> 9時30分～12時00分（2時間30分）

<実務試験> 13時30分～16時30分（3時間）

※ 知識試験の免除受験者は、実務試験のみ

※ 実務試験の免除受験者は、知識試験のみ

II 試験の場所

札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市

III 出 願

受験願書等の交付 令和6年7月19日（金）～令和6年9月3日（火）

受験願書等の提出 令和6年7月19日（金）～令和6年9月13日（金）消印有効

受験票の発送 令和6年9月27日（金）までに発送予定

IV 試験科目

試験は、次表の農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について行い、知識試験は択一式のマークシート方式、実務試験は記述式の筆記試験により行います。

| 試験の区分 | 試験科目 | 試験科目の区分 |
|--------|--------------------|---|
| 1 知識試験 | 農用地の集団化に関する事業に係る知識 | ア 土地改良法（イに掲げるものを除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの イ 測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの |
| 2 実務試験 | 農用地の集団化に関する事業に係る実務 | ア 換地計画書の作成に関するもの イ 従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの |

V 合格の基準

1 知識試験

試験科目の区分（ア及びイ）ごとに満点の60%以上の成績を得た者を合格とします。

2 実務試験

試験科目の区分（ア及びイ）ごとに満点の60%以上の成績を得た者を合格とします。

（1）土地改良換地士資格試験の合格者は、1及び2の基準をそれぞれ満たした者とします。

（2）1のみの基準を満たした者は、知識試験に合格した者とします。

VI 合格者の公表

令和6年11月20日（水）に土地改良換地士資格試験合格者には、農林水産省から本人宛てに文書で通知するとともに、農林水産省のホームページ（<https://www.maff.go.jp/>）で公表する予定です。

知識試験の合格者（知識試験のみ合格した者に限ります。）には、農林水産省から本人宛てに文書で通知します。

1 受験資格等

(1) 受験資格

この試験は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に基づき実施され、年齢、学歴等に関係なく、誰でも受験することができます。

(2) 試験の免除

ア 前回実施された土地改良換地士資格試験の知識試験に合格した者は、今回実施される知識試験の免除を申請することができます。

イ 換地処分に係る実務（換地計画の認可及び換地計画作成に係る指導事務を含む。）に、試験実施の公告の日（令和6年7月19日）までに通算して10年以上従事した経験があれば、実務試験の免除を申請することができます。

この場合、換地処分に係る実務とは、換地計画書の作成、代位登記申請及び換地処分登記申請に関する事務の全てを含むものでなければなりません。

2 受験手続

(1) 受験願書及び実務経験証明書の交付

ア 交付期間

令和6年7月19日（金）～ 令和6年9月3日（火）

イ 交付場所

地方農政局等（別表のとおり。）及び都道府県土地改良事業団体連合会

ウ 郵便による交付の方法

郵便で請求する場合には、封筒の表に「土地改良換地士資格試験受験願書用紙等請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を書いて94円切手を貼ったもの。）を必ず同封してください。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 試験免除申請関係

（ア）前回の知識試験の合格通知書の写し（前回実施された知識試験に合格した者のみに限ります。）

（イ）実務経験証明書（実務試験の免除を申請する者のみに限ります。）

ウ 受験手数料

（ア）収入印紙6,500円（なるべく3枚以内）を受験願書の所定の欄に貼り付けてください。

（イ）収入印紙には、消印をしないでください。

（ウ）受験手数料は、申込みを取り消した場合や受験しなかった場合でも返還しません。

エ 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は住民票の写し（本籍地記載のもの。）

申請前6か月以内に交付されたものに限りします。

オ 写真（縦6cm×横4.5cm）

脱帽して正面から上半身を写した背景のない写真（申請前6か月以内に撮影したもの。裏面に氏名及び受験地を明記。）を写真票の所定の欄に貼り付けてください。

(3) 受験願書等の提出

ア 提出期間

令和6年7月19日（金）～ 令和6年9月13日（金）消印有効

イ 提出方法

郵送（簡易書留又は一般書留）により、別表に記載する受験者の住所地を管轄する受験願書等提出先に提出してください。

なお、封筒の表には、「受験願書等在中」と朱書きしてください。

(4) 受験票の交付等

ア 受験票の交付

受験願書等を受理した場合には、審査の上、令和6年9月27日（金）までに受験票を交付する予定です。また、併せて試験場を通知する予定です。

イ 注意事項

（ア）令和6年10月3日（木）までに受験票が到達しないときは、受験願書等の提出先に照会してください。

（イ）受験願書等の記載事項の変更、試験に関する照会等をする場合には、必ず受験番号を申し出てください。

(5) 受験地の指定

ア 受験願書の受験地欄には、Ⅱの試験の場所から希望する受験地を記入してください。

イ 受験願書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により、受験地の変更を希望する人

は、受験願書を提出した地方農政局等へ次により届け出てください。

(ア) 変更受験地及び変更の理由を明記すること

(イ) 令和6年9月20日(金)までに郵送(簡易書留又は一般書留)すること

ウ イにより届け出た人に対しては、その地方農政局長等から受験地変更の取扱いについて令和6年10月11日(金)までにお知らせします。

3 携行品

(1) 受験票

(2) 筆記用具等(鉛筆又はシャープペンシル(HB、B)、消しゴム、定規及び計算用具(そろばん又は卓上計算機))

ア 筆記用具等以外の器具、図書の使用は認めません。

イ 次の卓上計算機の使用は認めません。

(ア) 公式又は文章の記憶ができる機能(次に示すようなキーのあるもの)があるもの

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|------|------|-------|-----|-----|
| RUN | EXE | PRO | PROG | COMP | ENTER | | |
| P1 | P2 | P3 | P4 | PF1 | PF2 | PF3 | PF4 |

(イ) 関数機能(次に示すようなキーのあるもの)があるもの

| | | |
|-----|-----|-----|
| sin | cos | tan |
|-----|-----|-----|

(ウ) 通信機能があるもの

ウ 試験室内では、携帯電話等の通信機器及び音響機器の使用はできません。必ず電源を切り、かばん等にしまってください。

エ 試験時間中の喫煙や飲食は禁止します。ただし、水分補給のため、キャップ付きのペットボトル飲料(約500ml以下で炭酸を含まないもの1本。カバーは禁止。)に限り持ち込んで机の上に置いて飲むことができます。

なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分御注意ください。

4 法令等の適用日

試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年7月19日(金)現在において施行されているものとします。

5 その他

(1) 試験当日は、試験室において試験に関する説明等がありますので、必ず、試験開始時刻の15分前までに、試験室の所定の席に着席してください。

(2) 試験を受験された人は、試験当日に試験問題を持ち帰ることができます。

ただし、途中で退出する場合の試験問題の持ち出しは認めません。

(3) 合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて、農用地の集団化に関する事業に係る知識試験については試験問題と正解を公表します。また、実務試験については試験問題と出題の趣旨を公表します。なお、実務試験の正解は公表しません。

(4) 試験に関し不正行為があった場合には、その不正行為に関係する人は全て試験を停止するか、又はその合格を無効とします。

(5) 受験願書等により取得した個人情報、土地改良換地士資格試験業務及び合格者名簿作成の目的以外に利用することはありません。

別表

受験願書等提出先地方農政局等所在地一覧表

| 受験願書等提出先 | 所在地 (電話番号) | 郵便番号 | 管轄区域 |
|----------------------------------|--|----------|--|
| 農林水産省 農村振興局 整備部 土地改良企画課 | 東京都千代田区霞が関 1-2-1 (TEL 03-6744-2192) | 100-8950 | 北海道 |
| 東北農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 (TEL 022-221-6252) | 980-0014 | 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 |
| 関東農政局 農村振興部 土地改良管理課 | さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 (TEL 048-740-0506) | 330-9722 | 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県 |
| 北陸農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 (TEL 076-232-4532) | 920-8566 | 新潟県、富山県、石川県、 福井県 |
| 東海農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 名古屋市中区三の丸 1-2-2 (TEL 052-223-4621) | 460-8516 | 岐阜県、愛知県、三重県 |
| 近畿農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 京都市上京区西洞院通 下長者町下る丁子風呂呂町 (TEL 075-414-9019) | 602-8054 | 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国四国農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎 (TEL 086-224-9410) | 700-8532 | 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州農政局 農村振興部 土地改良管理課 | 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 (TEL 096-300-6432) | 860-8527 | 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県 |
| 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課 | 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館 (TEL 098-866-1652) | 900-0006 | 沖縄県 |